

令和7年第10回教育委員会定例会日程

【日時】令和7年10月1日（水）正午

【場所】市役所7階702会議室

第1 教育長報告

- ① 令和7年第3回市議会定例会について
- ② 令和7年度前期（4月～9月）の教育長の休暇等の取得について

第2 議案第28号

東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について

第3 議案第29号

東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について

東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
平成 27 年 3 月 30 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
平成 27 年 3 月 27 日教育委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等について定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第 2 条 教育長の勤務時間、休日、休暇等は、東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 34 年条例第 1 号）の適用を受ける一般職の職員の例による。

総務文教委員会審査報告書

教育委員会資料
令和7年10月1日
教育総務課
教育長報告 ②

付託された請願につき、令和7年9月10日開会の本委員会において審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条第1項の規定により報告いたします。

令和7年9月10日

総務文教委員長 当麻一哉

東久留米市議会
議長 沢田孝康 殿

記

件名	7請願第18号 学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	<ol style="list-style-type: none"> 給食調理室ごとの調理数について 子校となっている学校に新たな給食調理室を整備することについて 現在の給食調理室にエアコンを設置することへの市の見解について 改正された労働安全衛生規則に関して、①把握状況、②給食調理室は該当するのか、③規則に基づく手順の作業者への周知 給食調理室での体調不良者の状況把握について 各学校施設の電気容量について 調理場の暑熱対策のさらなる対策の有無について
要望、意見等	1. 猛暑酷暑が続き、非常に過酷な環境の中で給食調理を各事業者や直営の職員の皆さんにお願いしているという状況で、この状況の改善は一刻も猶予ならないものだと思う。来年度予算で実施できることについては、あらゆる手立てを通じて対策をとっていただきたいと要望する。よって、本請願は採択すべき。
措置	――

件名	7請願第19号 東久留米市立中学校で小学校と同様の食缶方式による全員給食実施を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	<ol style="list-style-type: none"> 温かい献立の提供による人件費の増額について 他市と遜色のない学校教育環境を整えるべきという観点からの本市の中学校給食への見解について
要望、意見等	<ol style="list-style-type: none"> 中学校でも食缶方式が望ましいと述べてきた意見に変わりはないが、生徒の安全を考慮すると、エレベーターが必要である。しかし、現状はエレベーターがないため、今すぐの食缶方式は難しいと考える。よって、本請願については趣旨採択すべき。 本市が既に進めている弁当併用スクールランチ方式を基本とした温かい献立の提供によって、こどもたちに必要な栄養、温かさ、安全性を確保することができており、あえて食缶方式による全員給食に切り替える必要性は認められない。本請願は趣旨

	採択でなく不採択とすべき。 3. 来年、選択制の中学校給食を提供している市は、東久留米市だけということになりかねない状況にあり、このままでは本市は、教育環境の面で都内の市区町村から大きく遅れてしまうのではないかと心配している。今こそ転換する検討を進めていくタイミングであると考える。本請願は趣旨採択でなく採択すべき。
措置	――

件名	7請願第20号 国に対して、「特別支援学級の編制標準の改善を求める」意見書を提出することを求める請願
結果	不採択とすべきもの
少數意見	なし
主たる質疑	なし
要望、意見等	1. 特別支援学級の教員を増やすこと、教室内の人数を減らすことが、教育環境の改善につながるであろうことは予想されるが、その具体についての検討が必要である。よって、本請願については趣旨採択すべき。 2. 特別支援教育を受ける児童・生徒の増加により、教育現場では新たな体制整備が必要になっている。また、この状況への適切な対処のため、特別支援学校への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。今後もそれらに取り組んでいくべきと考える。本請願は趣旨採択でなく不採択すべき。 3. 特別支援学級は、知的発達や情緒面から手足を動かすこと、聞くことなどに困難のあるこどものため、一人一人のニーズに応じた教育を適切に行うための環境が整えられた学級であり、教員の負担を減らしていくことが重要である。本請願のとおり、様々な障害を持つ児童・生徒の可能性を最大限伸ばす教育を行うために編成基準の改善が必要である。本請願は趣旨採択でなく採択すべき。 4. 我が国では、生産年齢人口が減少し、教員の確保がますます厳しくなることが想定される。その中で国は、児童・生徒と教員の双方にとって適切な教育環境を維持するため、制度設計や支援体制の整備を進めてきており、その点は評価すべきと考える。請願で求められている単純に特別支援学級の編制標準の変更を国に要請することは適切ではないと判断する。本請願は趣旨採択でなく不採択すべき。 5. 請願にも記載があるとおり特別支援学級の学級編制標準は1993年以来、1学級に8人のままとなっている。小学校の通常学級が35人学級となり、中学校の改善にも前進していく今こそ、特別支援学級も編制標準の改善が必要である。本請願は趣旨採択でなく採択すべき。
措置	――

件名	7請願第21号 国に対して、「小中学校の断熱化の早期達成目標を示し、継続的に予算を確保することを求める意見書の提出」を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少數意見	なし
主たる質疑	なし
要望、意見等	1. 小中学校の断熱化について、科学的根拠や制度設計が十分に整わないまま、早期達成目標と継続的予算確保を一方的に国に求めるることは、かえって実効性を欠き、現場に混乱をもたらしかねないと考える。よって、本請願は不採択とすべき。 2. 請願趣旨に断熱がきちんとされていないため、クーラーが効かない教室があるという記載がある。毎年暑さが激しさを増す中、児童・生徒の健康を守るために、適切な断熱解消を施し、健康で快適な教室を実現することが必要である。国に対して継

	<p>続的に予算を確保することを求めるべきである。以上の理由から、本請願は採択すべき。</p> <p>3. 市町村においては、物価高騰、人件費の上昇により工事費は年々上昇しており、学校の大規模改修等の費用も増加する傾向にある。速やかな断熱化を実施するためにも、国による財政措置が必要であると考える。国の責任で小中学校の断熱化を推進し、予算を確保するよう求めるべきと考え、請願事項のとおり、国に意見書の提出をするべきである。よって、本請願は採択すべき。</p> <p>4. 確かに小中学校の断熱化は、教育環境の整備という点で必要であることは共通の認識だと思うが、一方で何度も言っているように、財政が厳しい状況の中で効果的な取組をしなければいけないということもある。国への要望は、国にも今様々な制度があるし、そういう中で今後、動向を見ながらその都度判断していくたいと考えている。よって、本請願は不採択とすべき。</p>
措置	――

議案第28号

東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について

上記の議案を提出する。

令和7年10月1日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、
指定管理者を指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、
市長に議案の提出を依頼する必要がある。

下記の内容の議案を市議会に提出するよう市長に依頼する。

記

1 指定管理者を指定する施設

東久留米市スポーツセンター

2 指定管理者候補者

事業体名 東京ドームグループ

代表者 株式会社東京ドーム

代表取締役社長 長岡 勤

東京都文京区後楽一丁目3番61号

団体の構成 株式会社東京ドーム（代表団体）

株式会社東京ドームスポーツ（構成団体）

株式会社東京ドームファシリティーズ（構成団体）

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第29号

東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について

上記の議案を提出する。

令和7年10月1日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要がある。

下記の内容の議案を市議会に提出するよう市長に依頼する。

記

- 1 指定管理者を指定する施設
 - (1) 東久留米市立中央図書館
 - (2) 東久留米市立滝山図書館
 - (3) 東久留米市立ひばりが丘図書館
 - (4) 東久留米市立東部図書館

- 2 指定管理者候補者
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店
支店長 小林 潤
東京都新宿区大久保一丁目2番17号
新宿サンエービル2F

- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで